年金額の改定ルールと
マクロ経済スライドについて

厚生労働省年金局

2018年7月30日

年金額の改定（スライド）の基本的な考え方

○　公的年金は、予め予測できない現役期から高齢期に至る長期間の経済社会の変動や国民生活水準の向上に対応し、その時々の経済状況の中で実質的な価値を維持した年金を保障することが求められてきた。

○　経済成長の果実は、基本的には、稼働する現役世代の賃金水準等に反映され、国民生活の向上につながる。また、年金給付の財源となる保険料収入は賃金水準に連動する。こうした考えのもと、年金の給付水準は賃金水準の動向に対応して改定することを原則におき、財政再計算時には賃金再評価や政策改定を行うとともに、財政再計算の間の年は物価スライドによる改定を実施してきた。

○　このような考え方を原則としつつ、一方で、少子高齢化が急速に進展していく中で、将来世代の負担を過大なものとしないよう、改定のルールに一定の調整措置を講じてきている。具体的には、平成6（1994）年に可処分所得スライド、平成12（2000）年に既裁定の年金の改定は物価スライドのみとすること、さらに、平成16（2004）年には、固定した保険料率の中で長期的な給付と負担の均衡を図るために、賃金再評価や物価スライドに対して一定の調整を講じる仕組み（マクロ経済スライド）を導入した。

年金額の改定（スライド）のルールの変遷

昭和48 (1973)年 ～	**賃金再評価、物価スライド制の導入** ○　財政再計算時に、厚生年金については賃金再評価、国民年金については国民の生活水準、消費水準等の動向を踏まえて政策改定 ・　平成5(1993)年まで　　標準報酬の伸びに応じて再評価 ・　平成6(1994)年以降　　年金保険料率の上昇分を調整して再評価(可処分所得スライド) ○　財政再計算の間の年については、物価変動に応じて改定(物価スライド) ・　平成元(1989)年まで　　5%を超える変動があった場合に自動改定 (実際にはほぼ毎年度法律改正により改定を実現) ・　平成2(1990)年以降　　完全自動物価スライド
平成12 (2000)年	**裁定後の年金額の改定方法の変更** ○　既裁定(65歳以後)の年金に関しては賃金再評価や政策改定を行わず、物価変動率のみで改定 ○　ただし、物価変動率のみで改定した年金額と、65歳以後も賃金再評価等を行った場合の乖離が過大となる場合には、既裁定の年金に関しても賃金再評価等を実施(いわゆる「8割ルール」) ※　この改定ルール自体は法律に直接規定されておらず、今後の財政再計算時の基礎年金額や厚生年金の再評価率の改定の方針として説明。法律的には、生年別の再評価率の設定という形で規定。
平成16 (2004)年	**平成16(2004)年改正による年金財政フレームに対応し、経済状況に合わせた改定ルールを法定化** ○　新規裁定までは賃金変動率で、既裁定年金は物価変動率で改定する原則及びその算定方式を法定化 ○　長期的な給付と負担の均衡を図るため、上記の改定に対して一定の調整を講じる仕組み(マクロ経済スライド)を導入 ※　具体的な改定の水準は、実際の物価変動率、賃金変動率を上記の改定ルールに当てはめて算定し、毎年度政令に規定。

賃金の関数となっている保険料収入と年金給付

保険料収入

＜保険料の計算式＞

（厚生年金）

標準報酬月額×18.3%※
（労使折半）

※数値は平成29年９月以降のもの。
平成17年度から毎年0.354%ずつ引き上げ。
平成29年9月以降、18.3%で固定。

（国民年金）

月16,340円※

賃金上昇率を用いて改定

※数値は平成30年４月以降のもの。
平成17年度から毎年280円ずつ引き上げ。
平成29年度以降、16,900円（平成16年度価格）で固定。
なお、産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、
平成31年度以降は17,000円(平成16年度価格)

年金給付

＜給付の算定式＞

（報酬比例年金）

$$\text{平均標準報酬} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{被保険者期間（月数）} \div 12$$

（給付乗率）

過去の賃金を現在価値に再評価

（基礎年金）

$$\text{月 64,941円（H30満額）} \times \frac{\text{保険料を納付した月数}}{480\text{月}}$$

賃金上昇率を用いて改定

年金額の実質的価値を維持する基本の仕組み（賃金再評価）

過去のそれぞれの時点の被保険者の平均標準報酬月額を、年金裁定時点での被保険者の平均標準報酬月額と同じ水準にするという考え方で、それぞれの時点の報酬に係る再評価率を設定。
これにより、賃金の上昇、生活水準の向上に対応した年金給付が保障されることとなる。

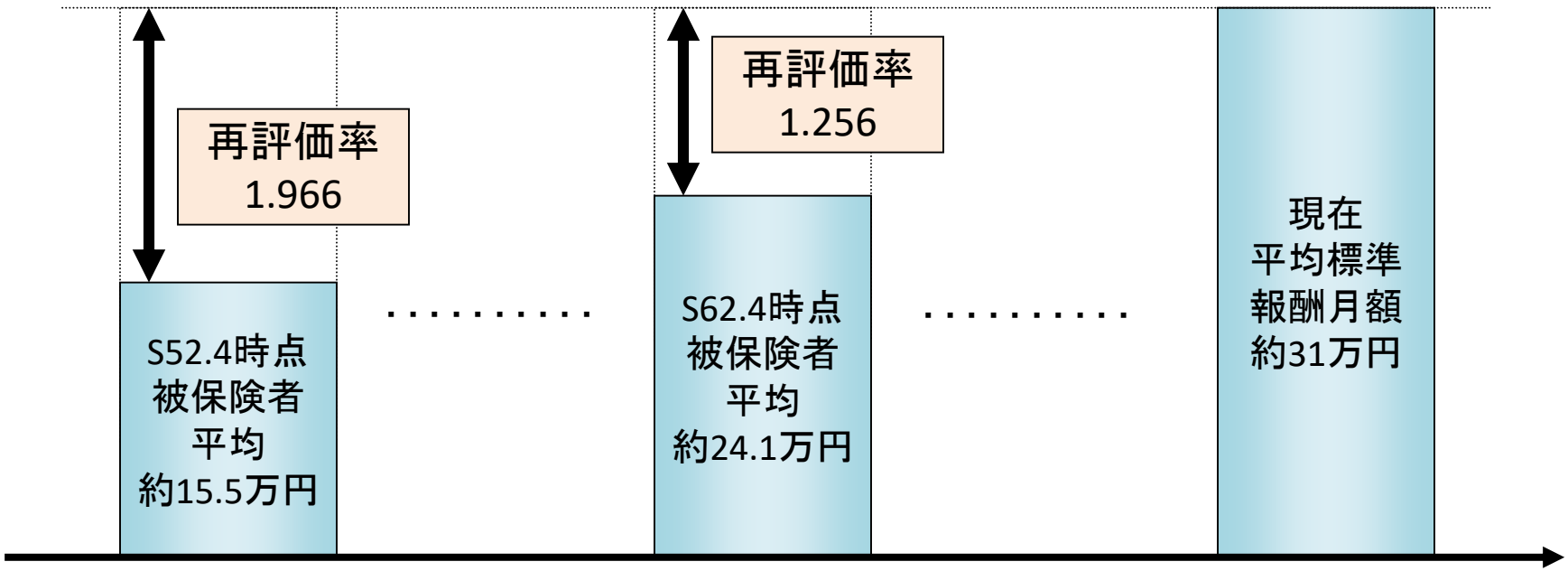

※ 平成元（1989）年改正までは被保険者の標準報酬月額全体で再評価率を設定していたが、平成6（1994）年改正以降は、税負担や保険料負担の増加分を控除して再評価率を設定することとした（いわゆる「可処分所得スライド」）。

※ 平成16（2004）年改正により、この再評価率を調整する仕組み（マクロ経済スライド）が導入

既裁定受給者のスライドの仕組みの変更
（平成12（2000）年改正により導入）

○　これまで、財政再計算に合わせて既裁定の年金を含めて賃金再評価や政策改定を行ってきたのを改め、既裁定（65歳以上）の年金については、物価スライドによる改定のみとした。

→　賃金上昇率が物価上昇率を上回る分だけ将来の給付を抑制する効果が生じる仕組み

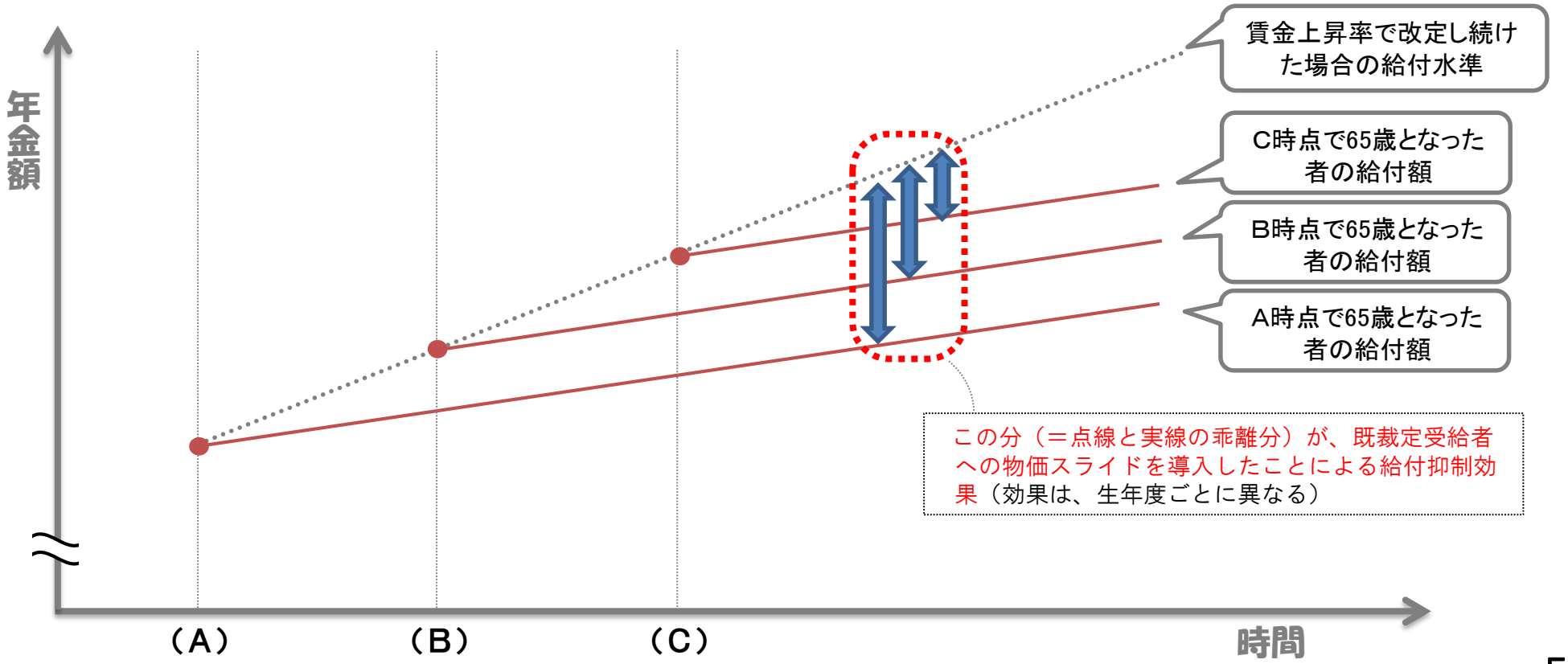

既裁定年金の給付水準について

○ 既裁定者（年金受給後）の年金額は、物価に応じて改定されるため、マクロ経済スライド調整終了後は購買力が維持

○ また、既裁定年金と新規裁定年金の水準が2割以上乖離しないよう、措置を予定（「8割ルール」）

生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額（夫婦2人の基礎年金含む）の見通し（平成26年財政検証・ケースE）

厚生年金の調整終了（平成32年度）

基礎年金の調整終了（平成55年度）

生年度（平成26(2014)年度における年齢）	平成26年度(2014)	平成31年度(2019)	平成36年度(2024)	平成41年度(2029)	平成46年度(2034)	平成51年度(2039)	平成56年度(2044)	平成61年度(2049)	平成66年度(2054)	平成71年度(2059)	平成76年度(2064)	平成81年度(2069)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金（手取り）	34.8	34.7	38.1	40.4	42.9	45.8	48.8	52.0	55.4	59.1	63.0	67.1
1949年度生　（65歳）［平成26(2014)年度65歳到達］	21.8 62.7%（65歳）	20.2 <58.1%>（70歳）	19.6 <51.6%>（75歳）	19.1 <47.3%>（80歳）	18.8 <43.9%>（85歳）	19.2 <41.8%>（90歳）						
1954年度生　（60歳）［平成31(2019)年度65歳到達］		20.7 59.7%（65歳）	20.2 <53.0%>（70歳）	19.6 <48.6%>（75歳）	19.0 <44.2%>（80歳）	19.2 <41.8%>（85歳）	19.7 <40.4%>（90歳）					
1959年度生　（55歳）［平成36(2024)年度65歳到達］			22.2 58.3%（65歳）	21.6 <53.4%>（70歳）	20.9 <48.6%>（75歳）	20.2 <44.1%>（80歳）	20.0 <41.0%>（85歳）	21.0 <40.4%>（90歳）				
1964年度生　（50歳）［平成41(2029)年度65歳到達］				22.9 56.8%（65歳）	22.2 <51.7%>（70歳）	21.5 <46.9%>（75歳）	21.0 <43.1%>（80歳）	21.3 <41.0%>（85歳）	22.4 <40.4%>（90歳）			
1969年度生　（45歳）［平成46(2034)年度65歳到達］					23.6 54.8%（65歳）	22.8 <49.8%>（70歳）	22.3 <45.7%>（75歳）	22.3 <42.9%>（80歳）	22.7 <40.9%>（85歳）	23.9 <40.4%>（90歳）		
1974年度生　（40歳）［平成51(2039)年度65歳到達］						23.9 52.3%（65歳）	23.4 <48.0%>（70歳）	23.4 <45.1%>（75歳）	23.4 <42.3%>（80歳）	23.9 <40.4%>（85歳）	25.5 <40.4%>（90歳）	
1979年度生　（35歳）［平成56(2044)年度65歳到達］							24.7 50.6%（65歳）	24.7 <47.4%>（70歳）	24.7 <44.5%>（75歳）	24.7 <41.8%>（80歳）	25.5 <40.4%>（85歳）	27.2 <40.4%>（90歳）
1984年度生　（30歳）［平成61(2049)年度65歳到達］								26.3 50.6%（65歳）	26.3 <47.4%>（70歳）	26.3 <44.5%>（75歳）	26.3 <41.8%>（80歳）	27.2 <40.4%>（85歳）

新規裁定者の8割以上の水準を維持（8割ルール）

既裁定者（年金受給後）の年金額は低下しない。
※年金額は物価で現在価値に割り戻した額

新規裁定者の年金額

（注1）数値は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。
（注2）年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。
（注3）□内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。
（注4）< >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金（手取り）とを比較した比率を記載した。
（注5）既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。

平成16(2004)年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

○ 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
○ 保険料の引上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。

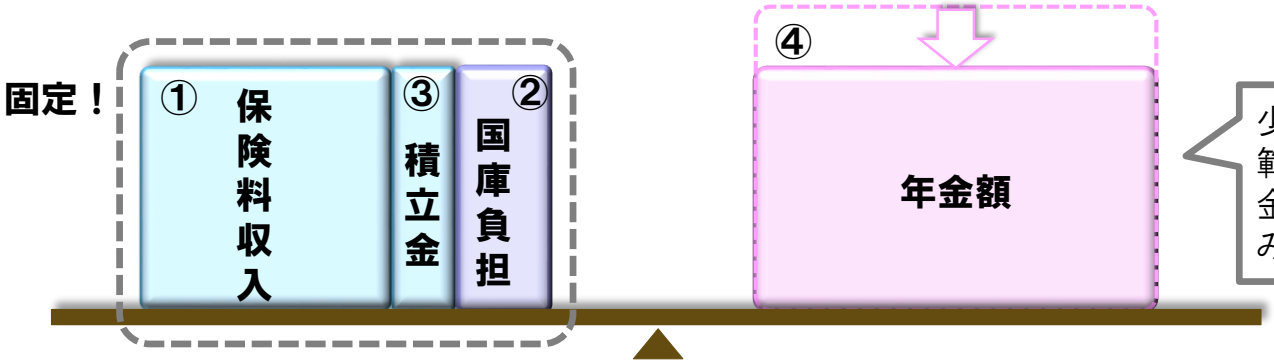

少子高齢化が進行しても、財源の範囲内で給付費を賄えるよう、年金額の価値を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)を導入。

① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。　(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)
・厚生年金　：　18.3%(労使折半)(平成16年10月から毎年0.354%引上げ)
・国民年金　：　16,900円※平成16年度価格　(平成17年4月から毎年280円引上げ)　※現在の国民年金保険料：16,340円(平成30年4月～)

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

※標準的な厚生年金の所得代替率:62.7%(平成26年度)　⇒　50.6%～51.0%(平成55～56年度)　<平成26年財政検証・ケースA～E>

マクロ経済スライドの概念図

《現在の年金額改定（スライド）》

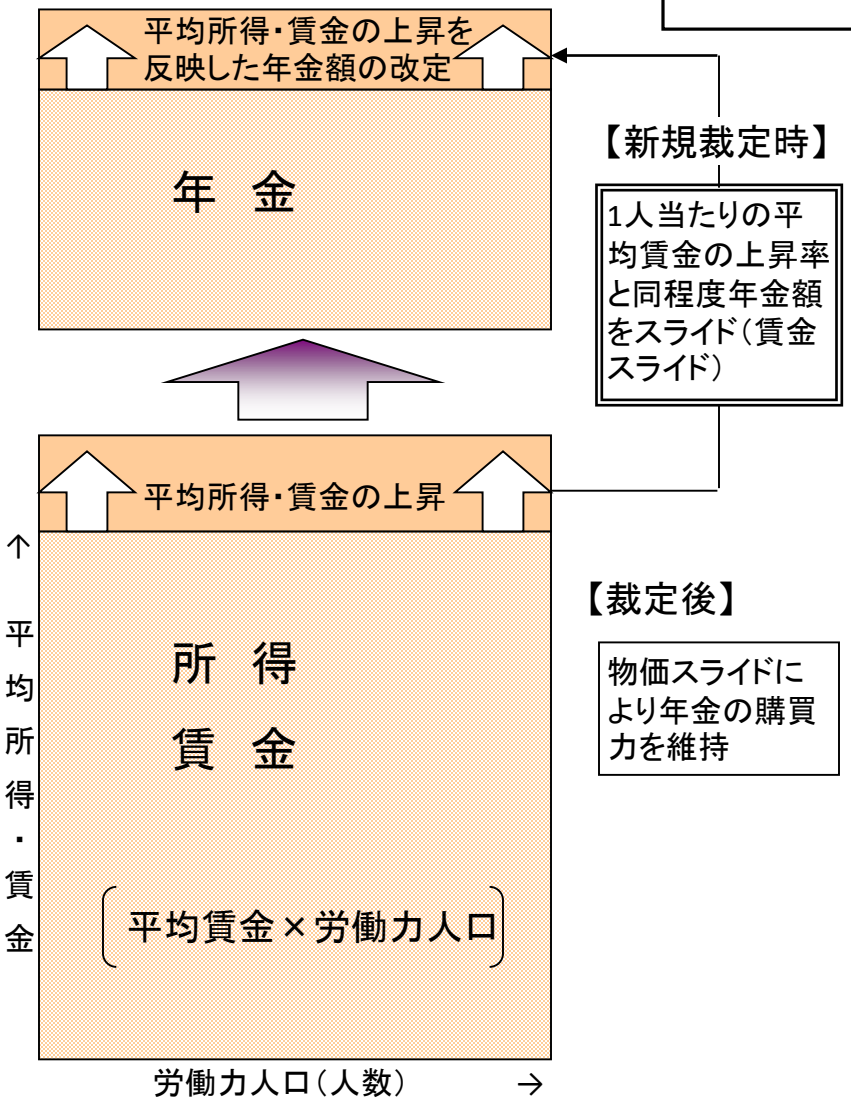

《マクロ経済スライドによる自動調整》

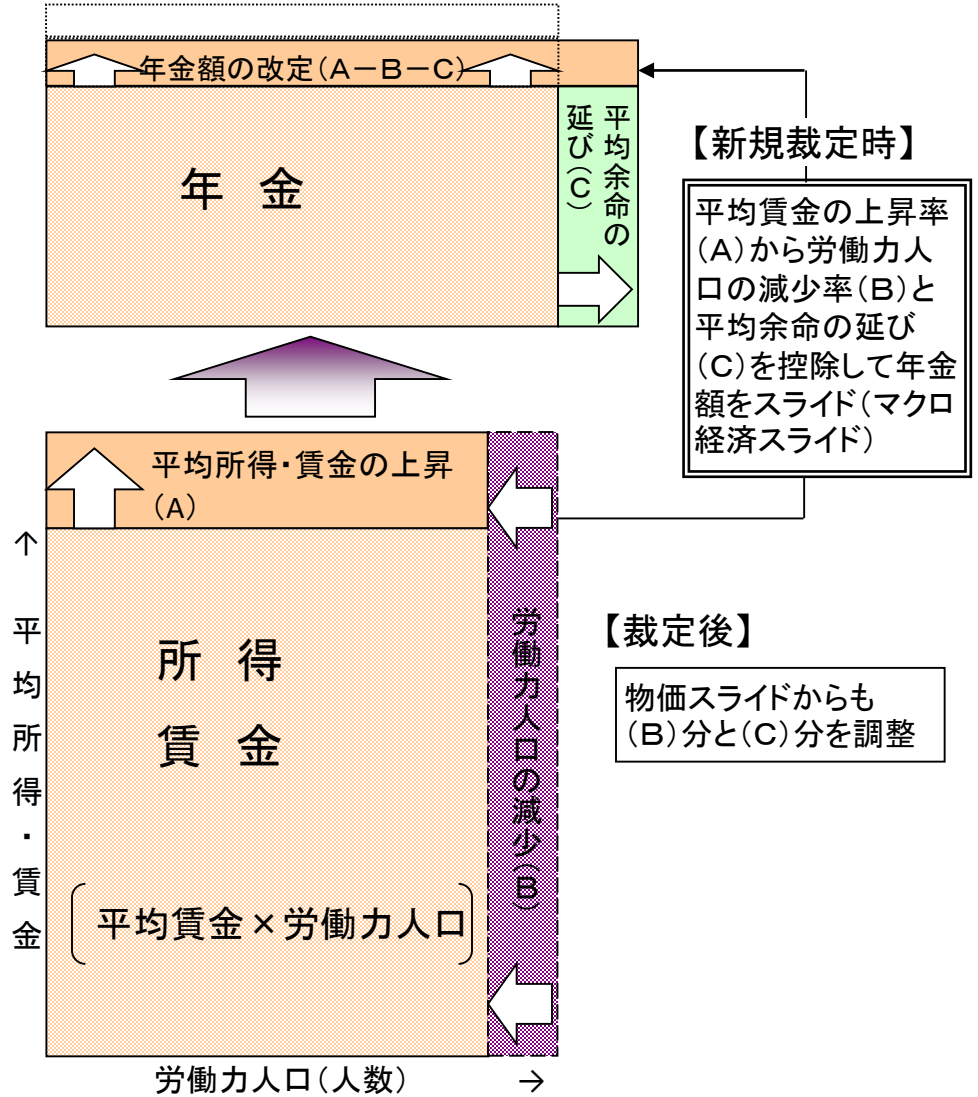

○年金制度を支える力（保険料賦課のベース）は、社会全体の生産活動が生み出す所得や賃金

○今後労働力人口が減少していく中で、平均賃金が上昇しても、それと同程度に年金制度を支える力（保険料賦課のベース）である社会全体の所得や賃金は増加しない。

マクロ経済スライド

意義

○ 平成16年改正において、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、**現役世代の過重な負担を回避**し、**年金制度の長期的な持続可能性と国民の信頼を確保**するため、**保険料の上限を固定し、長期的に給付を調整するマクロ経済スライドを導入**（年金財政のフレームワーク）。

○ マクロ経済スライドは、現在の受給世代と、将来の受給世代の給付の**バランスを調整するもの**であり、これを適切に発動することが、**将来世代の給付水準の確保**に不可欠。

具体的な調整率・調整期間

○ **平均余命の伸長の影響**（▲0.3%）× **公的年金被保険者数減少の影響**（過去3年度平均で毎年設定）

○ **実際に発動をしたのは平成27年度のみ**（この際のスライド調整率は▲0.9%）。

○ 2014年（H26年）の財政検証の結果、基礎年金のマクロ経済スライド調整終了時期は2043年～2044年（約30年後）。

保障措置

○ **前年度の年金の名目額を下回らないようにする（名目下限措置）**

⇒物価・賃金変動率がプラスの場合のみマクロ経済スライドを発動。

⇒例えば、物価変動率が0.8%、マクロ経済スライド調整率が▲1.0%の場合、調整は0.8%分のみとして、年金額の改定率は0.0%となる。

影響

高齢者への影響

- **物価・賃金変動率を圧縮し、年金の実質価値を減少させる（所得代替率※の低下）。**
  ※所得代替率とは、現役世代の平均手取り収入（ボーナス込み）に対する厚生年金＋基礎年金2人分の65歳時の年金額の比率を指す。
- 将来世代と比較すると高い水準（所得代替率62.7%）の年金が、徐々に低下。
- 名目下限措置　（注）年金生活者支援給付金による支援あり

将来世代への影響（調整終了後）

- **現在の受給世代よりも低い水準の年金となるが、マクロ経済スライド調整終了後も、新規裁定者の所得代替率50%を確保。**
- マクロスライドがないため、物価・賃金変動率のみによる、より高い年金改定が行われる。

（注）年金生活者支援給付金による支援あり

社会保障・税一体改革大綱における記載

社会保障・税一体改革大綱（平成24年２月17日閣議決定） 抄

４．年金

Ⅱ 現行制度の改善

（４）物価スライド特例分の解消

○ かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、2.5%、本来の年金額より高い水準の年金額で支給している措置について、早急に計画的な解消を図る。今の受給者の年金額を本来の水準に引き下げることで、年金財政の負荷を軽減し、現役世代（将来の受給者）の将来の年金額の確保につなげるとともに、その財源を用いて社会保障の充実を図るものとする。

☆ 平成24年度から平成26年度の３年間で解消し、平成24年度は10月から実施する。

☆ 平成24年通常国会に法案を提出した。

（９）マクロ経済スライドの検討

○ デフレ経済下においては、現行のマクロ経済スライドの方法による年金財政安定化策は機能を発揮できないことを踏まえ、世代間公平の確保及び年金財政の安定化の観点から、デフレ経済下におけるマクロ経済スライドの在り方について見直しを検討する。

☆ マクロ経済スライドの適用については、（４）による物価スライド特例分の解消の状況も踏まえながら、引き続き検討する。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（抜粋）（平成27年1月21日）

※平成27年1月21日「社会保障審議会年金部会における議論の整理」を事務局において整理したもの

（検討に当たっての論点）

○　物価変動が賃金変動を上回る場合に、賃金に連動して改定する考え方を徹底することについて

○　マクロ経済スライドにおける名目下限措置の在り方について

（論点について年金部会で示された主な意見）

・　再び年金水準調整期間の長期化につながることを回避し、将来世代の給付水準の確保を図るためにも、物価変動が賃金変動を上回る場合に、賃金に連動して改定する考え方を徹底することが必要である。

・　将来世代の給付水準を確保する観点からは、マクロ経済スライドによる調整が極力先送りされないよう工夫することが重要。

・　名目下限措置は、既に年金生活に入った高齢者の生活の安定を配慮して設定されたものであるが、この点については、マクロ経済スライドの実施をより確実に実施するための措置を講じるとしても、調整の幅は物価・賃金の伸びの範囲内にとどめたり、基礎年金部分はマクロ経済スライドの対象から外すべきではないか。

・　社会保障の持続可能性が危ぶまれることにより一番困るのは年金で生活している高齢者であること、たしかにマクロ経済スライドの実施を徹底することにより、影響を受ける年金受給者もいるが、そのような者については、他の低所得者向けの制度で対応することとし、年金制度自身はシンプルにしていくべき。

・　物価変動が賃金変動を上回る場合の賃金に連動して改定する考え方の徹底と合わせて発動される場合の影響の大きさも見極めるべきとの意見、マクロ経済スライドの着実な実施とあわせて、マクロ経済スライドによる調整期間が長期化し、基礎年金水準が低下する問題に対応するため、基礎年金部分に対して、調整期間短縮のための制度的な対応が必要ではないか、との意見があった。

・　マクロ経済スライドは平成27年度に初めて発動することとなるが、マクロ経済スライドの発動ルールの見直し以前に、マクロ経済スライドそのものの仕組みについても多くの方が正確に理解しているとは言い難い状況にある。マクロ経済スライドによる調整は、先に述べたように、現在の高齢世代と将来の高齢世代の給付水準のバランス調整であり、将来世代の年金水準確保の措置にほかならない。このことを高齢者にも理解していただけるよう、わかりやすい説明を丁寧に行っていくことが大切である。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」で示された検討の方向性

第31回社会保障審議会年金部会
平成27年12月８日

年金部会において議論された検討課題	「議論の整理」で示された検討の方向性
1．短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大 →	**○更に適用拡大を進めていくことが必要** ・500人以下企業等に任意の適用拡大を認めることも一案
2．高齢期の就労と年金受給の在り方 - - - →	・65歳まで現役として捉え、就労して保険料を負担し、負担に応じた年金の受給が自然。安定財源の確保と併せて検討。 ・高齢者が年齢に関わりなく活躍し続けられる社会環境の整備が課題。
3．年金額改定（スライド）の在り方 →	**○ 将来世代の給付水準確保を図ることが必要** ・物価＞賃金の場合に賃金変動に合わせる考え方を徹底 ・マクロ経済スライドによる調整が極力先送りされないよう工夫することが重要
4．高所得者の年金受給の在り方・年金制度における世代内の再分配機能の強化 --->	税制や福祉制度などを含めた全体の見地から検討すべき課題と整理
5．働き方に中立的な社会保障制度（第3号被保険者制度の在り方を含む） --->	まずは被用者年金の適用拡大を進め、被用者性が高い人に被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏むべきと整理
6．第1号被保険者の産前産後期間の保険料の取扱い →	**○ 次世代育成支援の観点から配慮が必要** ・第1号被保険者も、産前産後期間は前年度所得にかかわらず、保険料を免除することに合理性あり ・この間の給付は満額保障が望ましく、その見合いの負担を第1号被保険者全体で分かち合うことが必要
7．遺族年金制度の在り方 --->	共働きが一般化することを前提とした将来的な制度の有り様について、時間をかけて基本的な考え方の整理から行うべき課題と整理

年金額の改定ルールの見直し

○ 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。

① **マクロ経済スライド**について、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、**名目下限措置を維持**し、**賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整**。 【平成30年4月施行】

② **賃金・物価スライド**について、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、**賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底**。 【平成33年4月施行】

① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し （少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応）

景気回復局面においてキャリーオーバー分を早期に調整 （高齢者の年金の名目下限は維持）

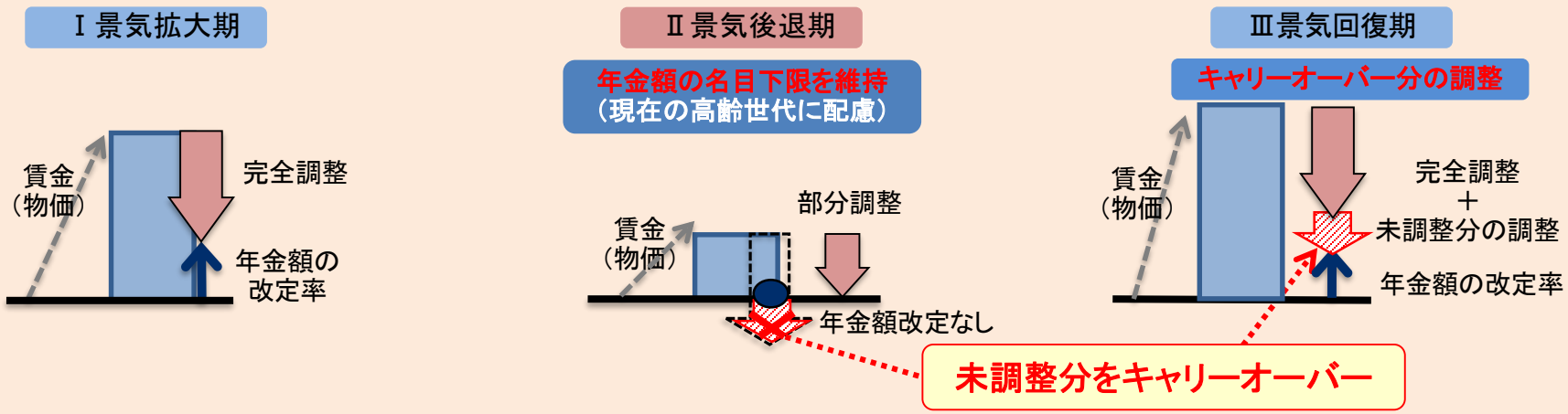

② 賃金･物価スライドの見直し （賃金･物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）

年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定

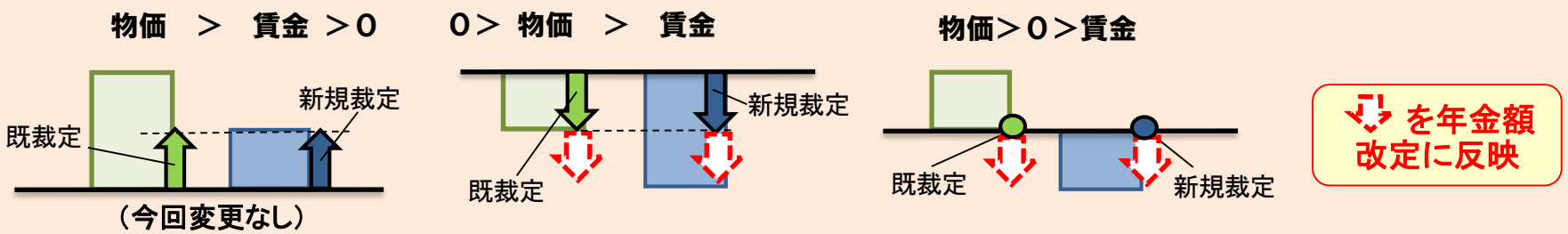

経済基調がマクロ経済スライドと年金財政・年金額に与える影響

経済変動が年金財政へ与える影響

○ 賦課方式を基本とした公的年金は、人口構造の変化による影響を除くと、**収入（財源）、支出（給付）ともに賃金水準の変化に応じて変動する**こととなる。 この性質により、激しい経済変動に対しても一定の安定性を確保し、その時々の賃金水準に応じた年金給付を可能としている。

○ したがって、**収入、支出の中で賃金上昇に連動しない部分が年金財政に大きな影響を与える**。

＜賃金上昇に連動しない部分＞

・運用収入のうち運用利回りと賃金上昇率の差　… 実質的な運用利回り（スプレッド）

・既裁定年金の物価スライド　… 賃金上昇率と物価上昇率の差 （実質賃金上昇率）

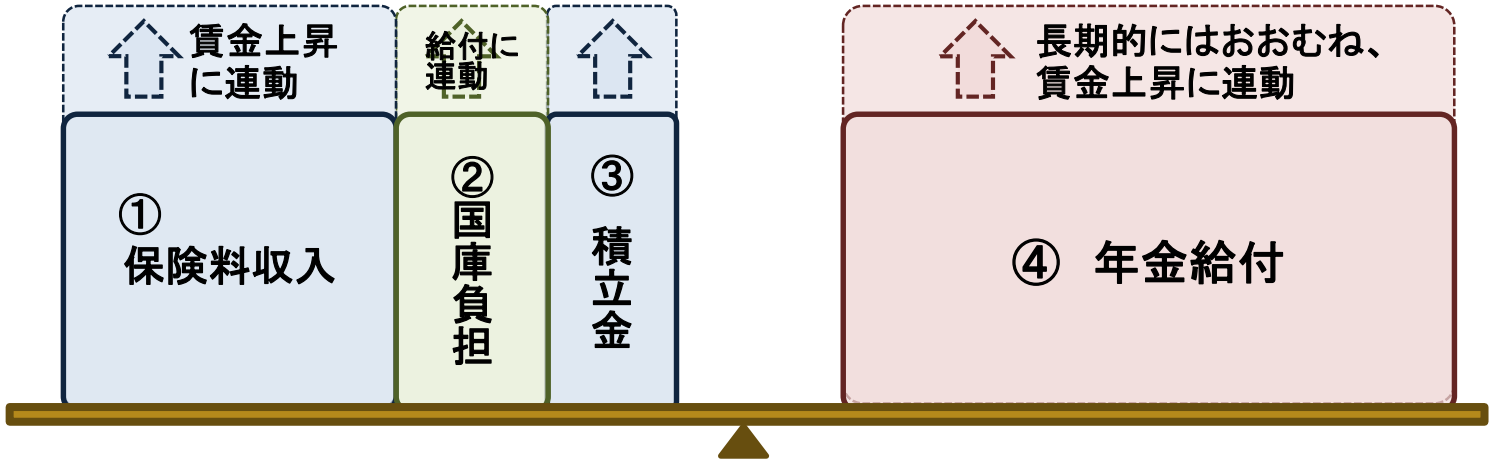

※人口構造の変化による影響を除く。

① 保険料収入　・・・ 賃金上昇に応じて増加

② 国庫負担　・・・ 給付の増加（≒賃金上昇）に応じて増加

③ 積立金　・・・ 運用収入に応じて増加

④ 年金給付　・・・ 新規裁定年金の賃金スライドにより、おおむね賃金上昇に応じて増加

→ 既裁定年金は物価スライドであるが、年金給付の長期的な動向は賃金上昇に応じて増加する。

賃金変動率と物価変動率の推移

改定年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
物価変動率	0.0%	▲0.3%	0.3%	0.0%	1.4%	▲1.4%	▲0.7%	▲0.3%	0.0%	0.4%	2.7%	0.8%	▲0.1%	0.5%
賃金変動率	0.3% ※	▲0.4% ※	0.0%	▲0.4%	0.9%	▲2.6%	▲2.2%	▲1.6%	▲0.6%	0.3%	2.3%	▲0.2%	▲1.1%	▲0.4%
年金額改定率	0.0%	▲0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	▲0.4%	▲0.3%	0.0% (▲1.0%) ※	▲0.7%	0.9%	0.0%	▲0.1%	0.0%

※　平成17年度、18年度の基礎年金の「実質手取り賃金変動率」は、16年改正法附則11条に基づき0.0%とされていることから、賃金改定率は17年度0.0%、18年度▲0.3%となる。
※　物価改定率と賃金改定率を比較して高い方を網掛けにしている。
※　平成25年度は、特例水準解消のため、10月に▲1.0%の改定が行われた。

名目下限措置

保障措置

○ **前年度の年金の名目額を下回らないようにする（名目下限措置）**

⇒物価・賃金変動率がプラスの場合のみマクロ経済スライドを発動。

⇒例えば、物価変動率が0.8%、マクロ経済スライド調整率が▲1.0%の場合、調整は0.8%分のみとして、年金額の改定率は0.0%となる。

＜ある程度、賃金・物価が上昇した場合＞

○賃金や物価について、ある程度の上昇局面にあるときは、完全にスライドの自動調整が適用され、給付の伸びが抑制される。

⇨ スライド調整率分の年金額調整が行われる。

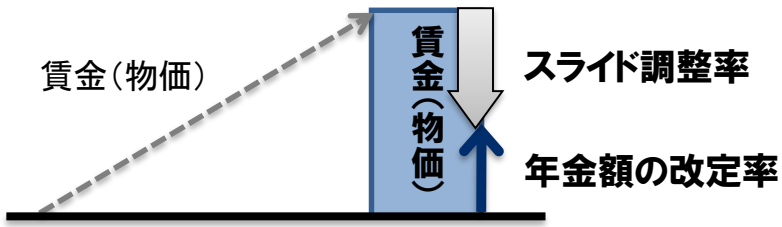

＜賃金・物価の伸びが小さい場合＞

○賃金や物価について伸びが小さく、スライドの自動調整を完全に適用すると、名目額が下がってしまう場合には、名目額を下限とする。

⇨ スライド調整の効果が限定的になる。

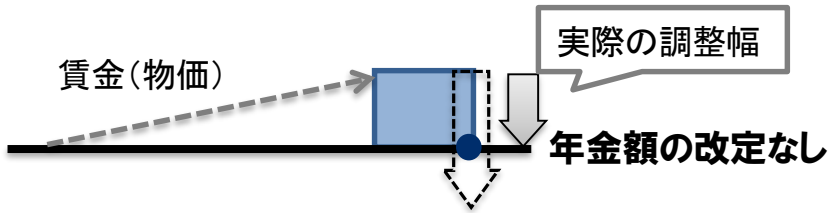

＜賃金・物価が下落した場合＞

○賃金や物価の伸びがマイナスの場合には、賃金・物価の下落率分は、年金額を引き下げるが、それ以上の引き下げは行わない。

⇨ スライド調整の効果がなくなる。

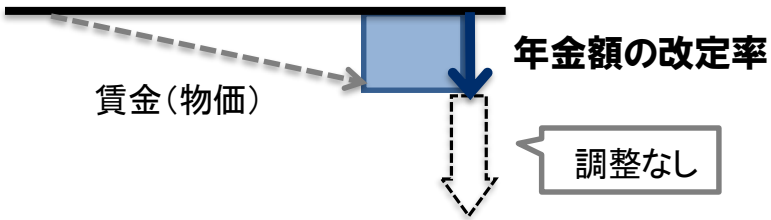

マクロ経済スライド調整の状況

- 賃金変動率の低迷等により、マクロ経済スライドの発動は平成27年度のみとなっている。
- なお、近年では被保険者数の減少が緩やかとなっており、マクロ経済スライド調整に用いる被保険者数の変化率は財政検証の見込みよりも小さくなっている。

改定年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年金額改定率の実績							
(A)	物価変動率 ※ 前年のCPI上昇率	0.4%	2.7%	0.8%	▲0.1%	0.5%	
	賃金変動率 ※ 2～4年前の賃金上昇率等を基に計算	0.3%	2.3%	0.0% ▲0.2%	▲1.1%	0.0% ▲0.4%	
(B)	実際に発動したマクロ経済スライド調整率	―（※1）	▲0.9%	―	―	―（※3） 〔▲0.3%〕	
	被保険者の変化率×平均余命の伸びを勘案した一定率（▲0.3%）	▲1.0%	▲0.9%	▲0.7%	▲0.5%	▲0.3%	
(C)	特例水準の解消	▲1.0%	▲0.5%	―	―	―	
年金額改定率（A-B-C）（※2）		▲0.7%	0.9%	0.0%	▲0.1%	0.0%	
（参考）平成26年財政検証における「被保険者の変化率×平均余命の伸びを勘案した一定率（▲0.3%）」の見込み							
労働市場への参加が進むケース		▲1.0%	▲1.1%	▲1.1%	▲1.1%	▲1.0%	▲0.9%
労働市場への参加が進まないケース		▲1.0%	▲1.1%	▲1.2%	▲1.2%	▲1.1%	▲1.0%

※1　特例水準の解消のため、平成26年度は▲1.0%、平成27年度は▲0.5%の改定が行われている。このため、平成26年度はマクロ経済スライドが発動していない。

※2　Aの値は、物価、賃金の状況に応じて□の値（ただし、物価変動率がプラスで、賃金変動率がマイナスの平成28年度と平成30年度はゼロ）を使用

※3　平成28年に成立した年金改革法により、平成30年度に発生したマクロ経済スライドの未調整分（▲0.3%）は翌年度以降に繰り越されること（**キャリーオーバー**）となる。

年金額改定の推移

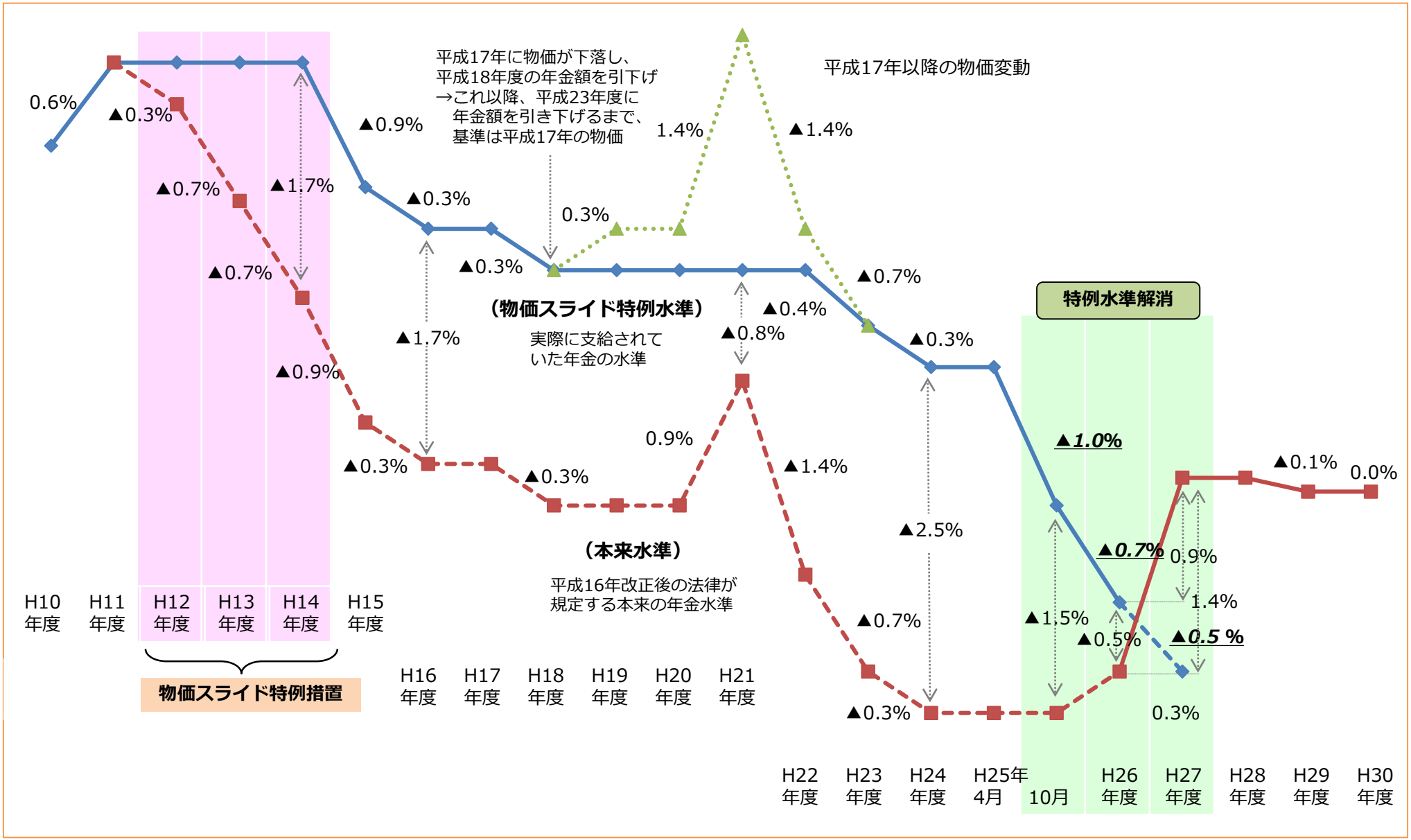

（注） 平成26年度までは、過去、物価下落時に年金額を据え置いた（物価スライド特例措置）経緯から、特例的に本来よりも高い金額（特例水準）が支払われていたが、平成27年度に特例水準が解消。（解消のスケジュールは、H25.10.▲1.0%、H26.4.▲1.0%、H27.4.▲0.5%）

なお、特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる水準を下回った場合に、その分だけ引き下げるというルール。

マクロ経済スライド調整の終了について

第1段階： **基礎年金**の調整終了年度の決定　← **国民年金の財政均衡**により決定
第2段階： **報酬比例**の調整終了年度の決定　← **厚生年金の財政均衡**により決定

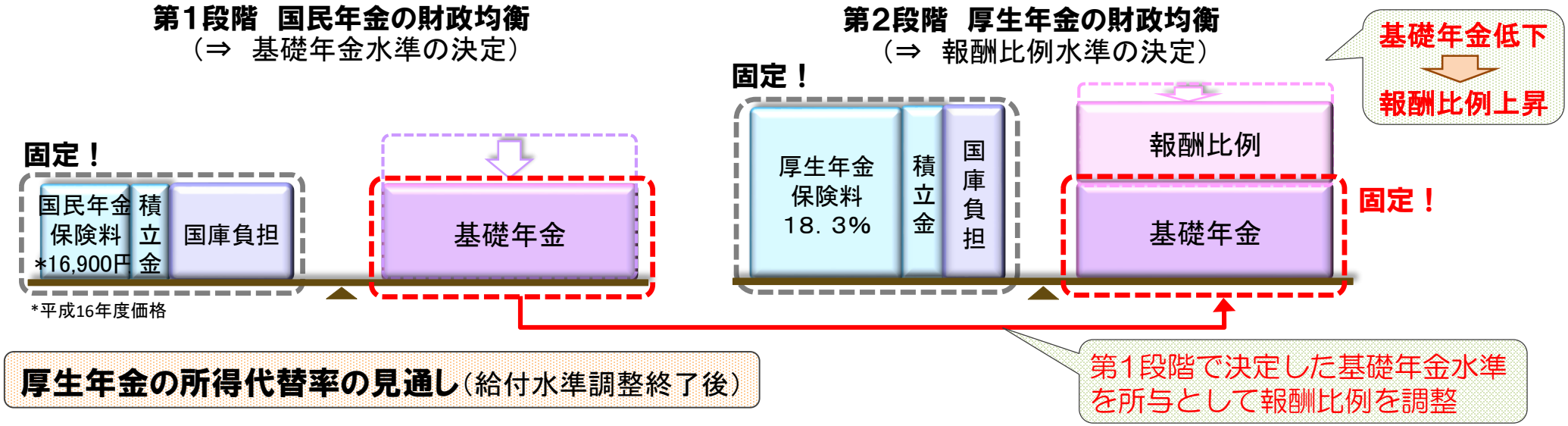

厚生年金の所得代替率の見通し（給付水準調整終了後）

※　( )内は平成16年財政再計算からの変化

	平成16年財政再計算	平成21年財政検証	平成26年財政検証（ケースE）
報酬比例（2階）	21.8%	23.4%（+1.6%ポイント）	24.5%（+2.7%ポイント）
基礎年金（1階）	28.4%	26.8%（▲1.6%ポイント）	26.0%（▲2.4%ポイント）
合　計 ［給付水準調整終了］	50.2% 基礎・比例［2023年］	50.1%（▲0.1%ポイント） 基礎［2038年］, 比例［2019年］	50.6%（+0.4%ポイント） 基礎［2043年］, 比例［2020年］

デフレが給付水準に与えた影響

デフレ

→ マクロ経済スライドによる調整が発動せず

→ 賃金が低下する中で年金が維持されたこと等による足下の所得代替率の上昇

→ スライド調整期間の長期化

→ 将来の基礎年金の所得代替率の低下

給付水準見通しの変化

※所得代替率とは、現役世代の平均手取り収入（ボーナス込み）に対する厚生年金＋基礎年金2人分の65歳時の年金額の比率を指す。

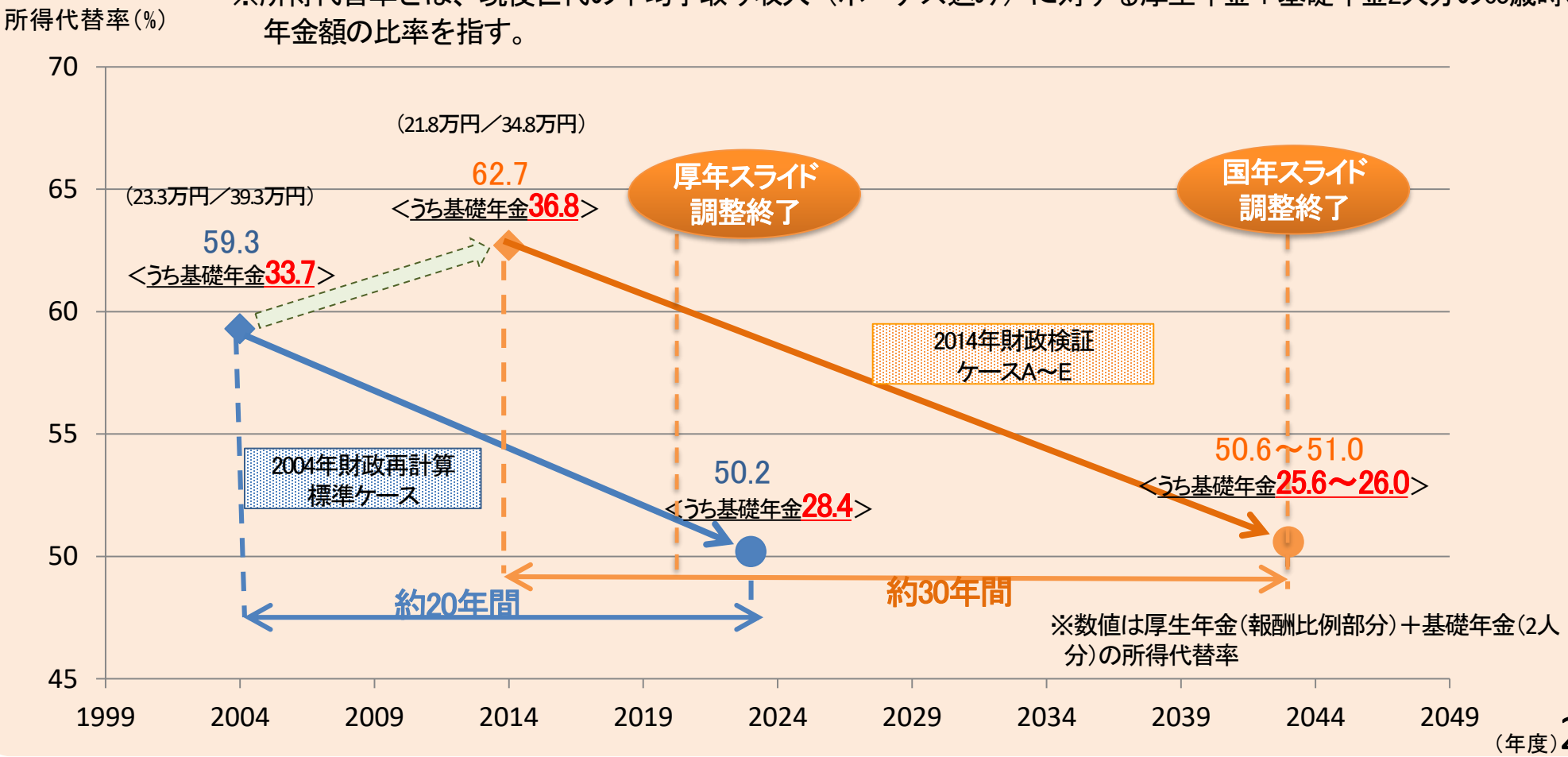

所得代替率の上昇がマクロ経済スライドに与えた影響

○ マクロ経済スライドの仕組みについては、発動のタイミングが早ければ、早くからマクロ経済スライドにより給付調整が行われるため、マクロ経済スライドの調整期間は早く終わる。

○ 結果として、現在の受給者の給付水準は低くなり、将来の受給者の給付水準は高くなる。逆に言えば、マクロ経済スライドの発動が遅ければ、現在の受給者の給付水準は高く、将来の受給者は低くなる。

○ 実質賃金低下は、マクロ経済スライドの調整開始時点の所得代替率の上昇をもたらし、平成16年や平成21年の財政検証（財政再計算）時の想定に比べ、調整期間が長期化することとなった。

＜所得代替率の上昇によるマクロ経済スライドの調整期間の長期化のイメージ＞

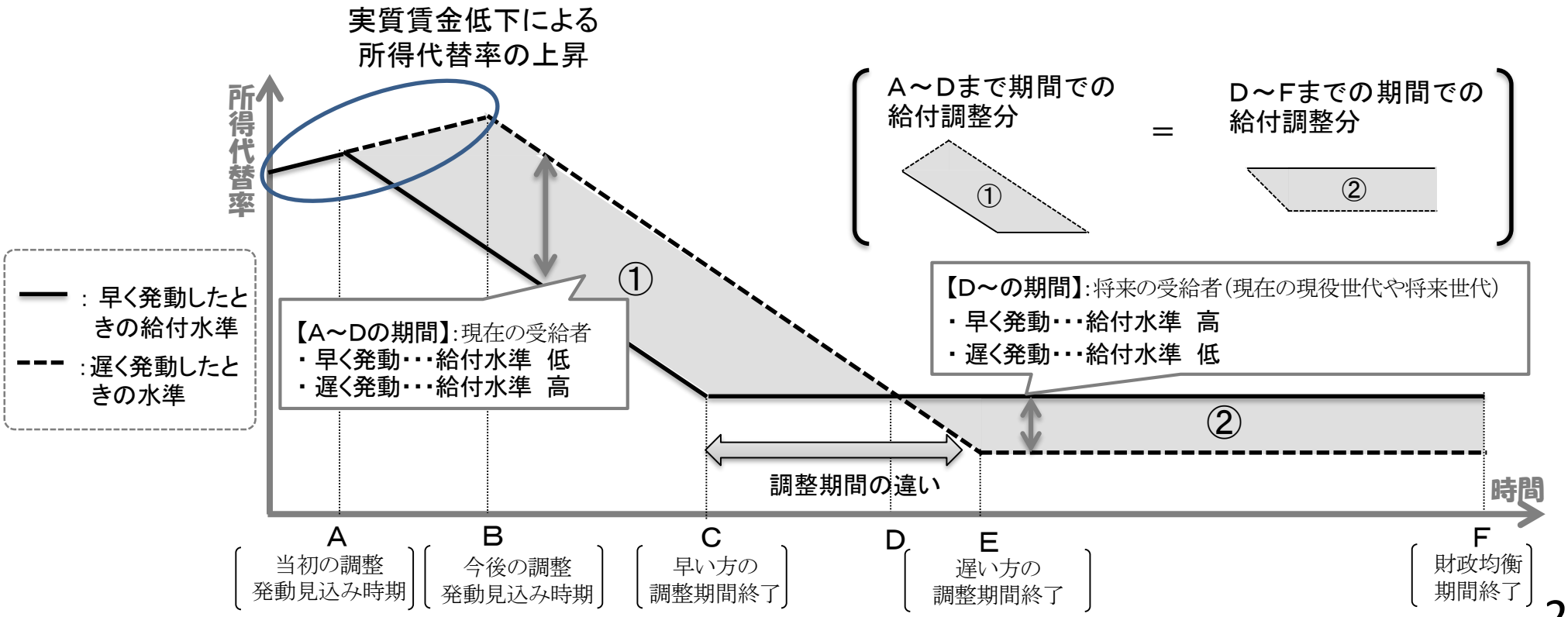

平成30年度の年金額改定について

物価変動率【0.5%】 ⟷ 比 較 ⟷ 賃金変動率【▲0.4%】

※ 物価変動率は、平成29年の全国消費者物価指数(CPI)

※ 賃金変動率の算出方法

2～4年度前(3年度平均)の実質賃金変動率 【▲0.7%】(26～28年度平均見込値)

× 平成29年の全国消費者物価指数(CPI) 【0.4%又は0.5%】(29年見込値)

× 可処分所得割合変化率 【▲0.2%】(注:平成32年度まで)

⇩

賃金・物価による改定率 【0. 0%】

⇩

マクロ経済スライドは発動せず

⇩

平成30年度の年金額改定率は、0. 0%(据え置き)

※ マクロ経済スライドの未調整分(▲0. 3%)は、キャリーオーバー

年金額の改定（スライド）のルール（現行制度）

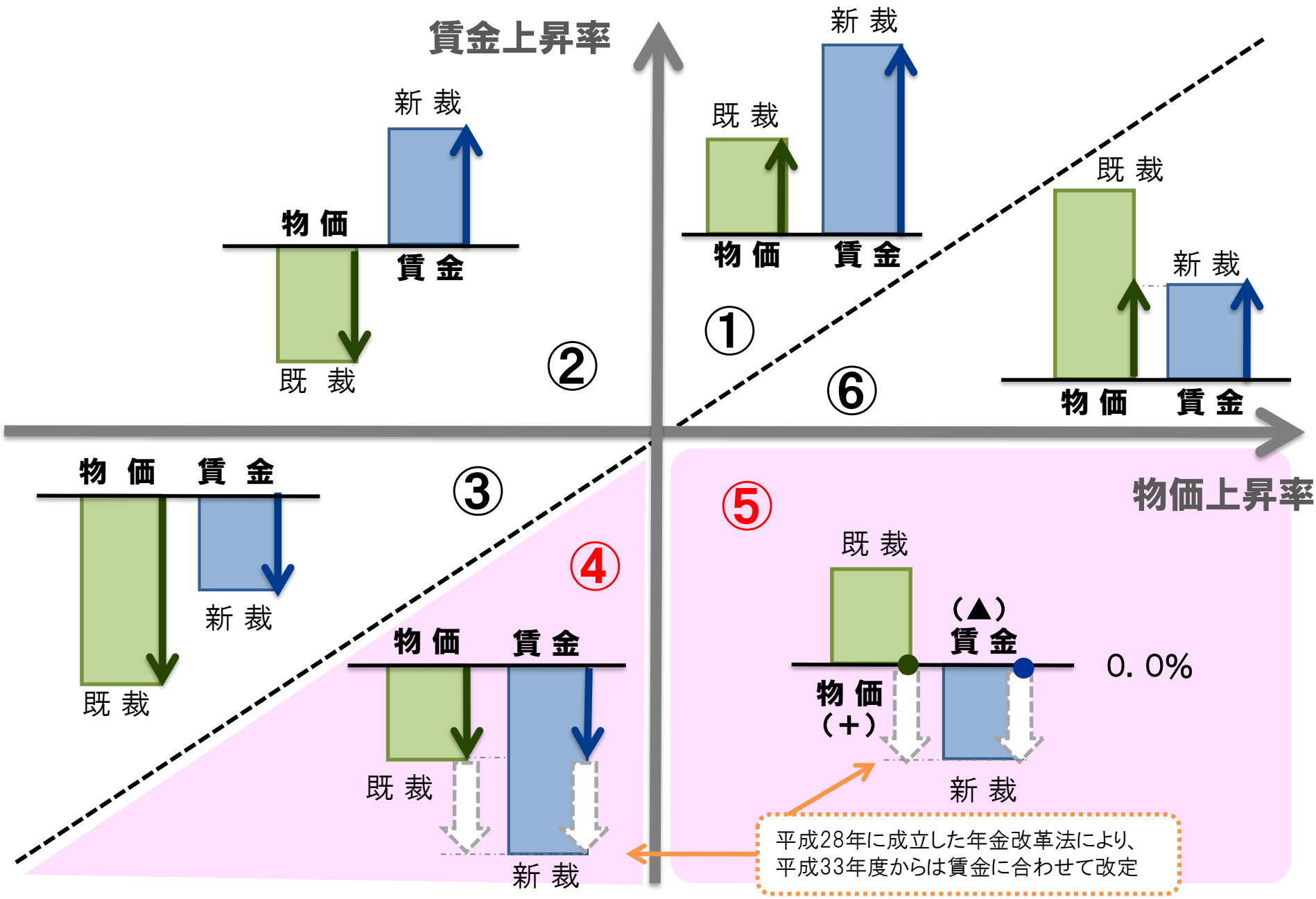

年金額の改定（スライド）の基本ルール

＜基本型＞ ＜既裁定年金＞ ※68歳以降の年金

前年度の年金額 × **物価の変動（CPI）** × **マクロ経済スライド調整率**

ただし、物価変動の方が賃金変動より高い場合は、**賃金の変動**に置き換え。

（参考）賃金の変動に置き換えられる3つのケース（平成33年4月～）

物価＞賃金＞0の場合

物価も賃金もプラスだが、賃金が物価ほど伸びていない場合

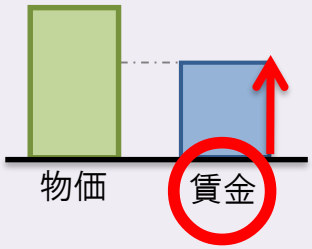

物価＞0＞賃金の場合

物価はプラスだが、賃金がマイナスの場合

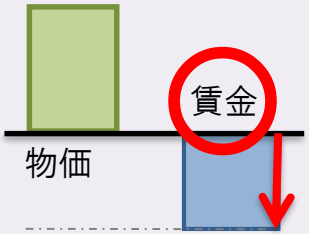

0＞物価＞賃金の場合

物価も賃金もマイナスだが、賃金の落ち込みのほうが大きい場合

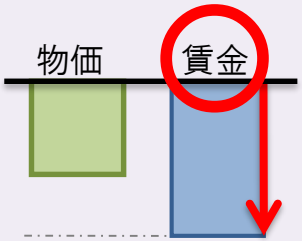

少子高齢化という長期的な人口動態に対応し、年金水準を時間をかけて徐々に調整させることにより、年金制度の持続可能性を確保する、世代間の分かち合いの仕組み。

具体的な率は、以下の数値を基に毎年度設定。

公的年金全体の被保険者数の減少率（直近3か年度の実績値の平均）＋ 平均余命の伸びを勘案した一定率（▲0.3%）

ただし、マクロ経済スライドによる調整は、物価・賃金がともにプラスのときのみ発動（年金額の名目下限措置）するため、デフレ下においてはマクロ経済スライドの調整が適切に行われず、結果として、将来世代の給付水準が低下。

そのため、28年改正では、未調整分を翌年度以降に持ち越し、好況時に調整を行う仕組みを導入。

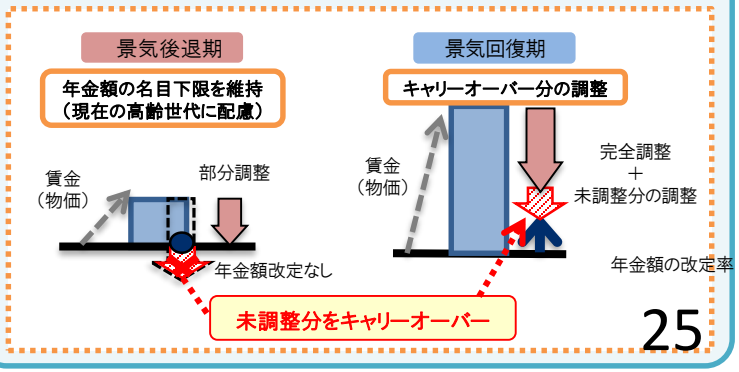

＜新規裁定年金＞ ※67歳までの年金

65歳に到達し、新たに年金を裁定（決定）するときには、直近の賃金の動向を反映させるため、賃金の変動による改定を行う。

※ 賃金の変動による改定をする際の賃金の実績は3年度平均を用いる。この賃金の変動を既裁定年金の改定に用いる。

前年の消費者物価指数（CPI）の変動率

×

2～4年度前（3年度平均）の実質賃金変動率

×

可処分所得割合変化率（▲0.2%）（平成32年度まで）

↓

賃金改定率（名目手取り賃金変動率）

年金額改定ルール見直しによる将来の給付水準への影響（イメージ）

○　年金額改定ルールの見直しにより、現役世代の賃金が物価以上に低下した場合でも、賃金に合わせて年金額が改定されることとなるため、所得代替率が維持され、将来世代の給付水準の過度な下落を予防することが可能。

「0＞物価＞賃金」 又は「物価＞0＞賃金」 の場合

＜改正前＞

所得代替率 ↑ ＝ 厚生年金の標準的な年金額 ※↓又は→ ／ 現役男子の平均手取り収入 ↓

※　「0＞物価＞賃金」の場合は物価で改定
「 物価＞ 0＞賃金」の場合は改定なし

＜改正後＞

所得代替率 → ＝ 厚生年金の標準的な年金額 ↓ ／ 現役男子の平均手取り収入 ↓

※「厚生年金の標準的な年金額」は賃金で改定

＜額改定ルールの見直しによるマクロ経済スライドの調整期間の短期化と給付水準の上昇のイメージ＞

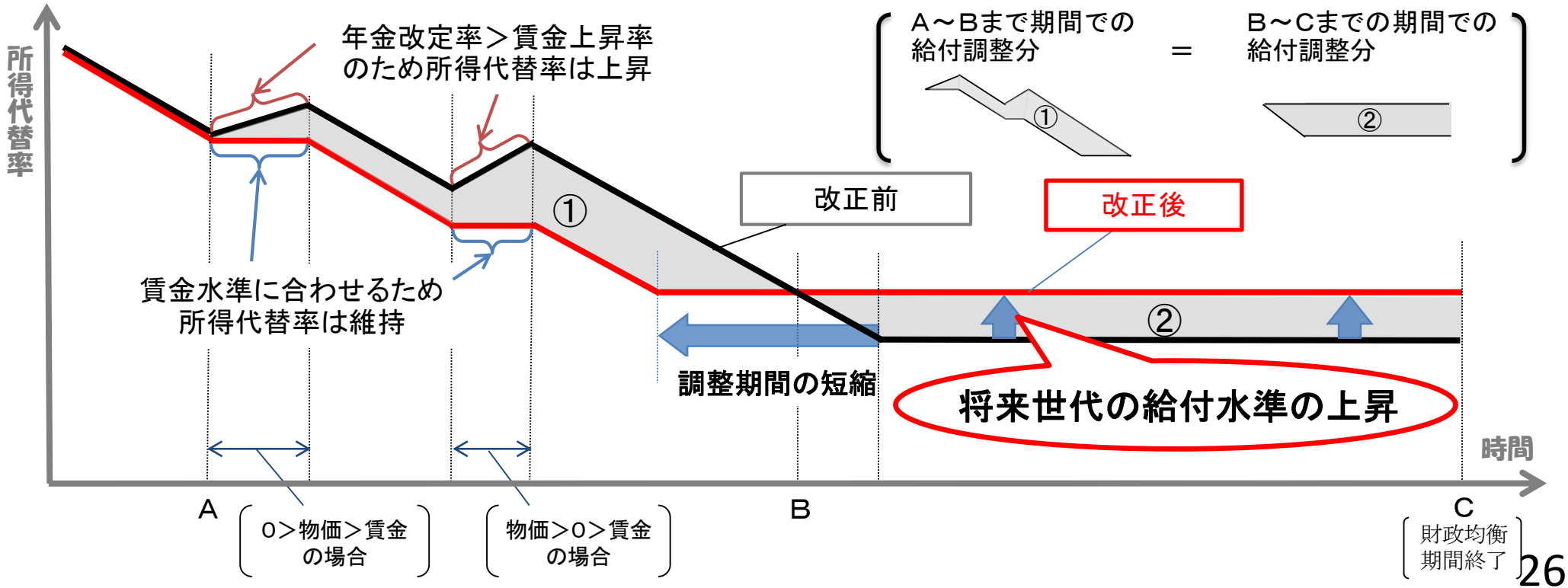

マクロ経済スライド調整の見直し（キャリーオーバー）による年金給付水準への影響（イメージ）

○ 景気悪化時に発生するマクロ経済スライドの未調整分を、景気が改善したときに解消することにより、将来世代の給付水準の上昇につながる。

＜キャリーオーバー導入によるマクロ経済スライドの調整期間の短期化と給付水準の上昇のイメージ＞

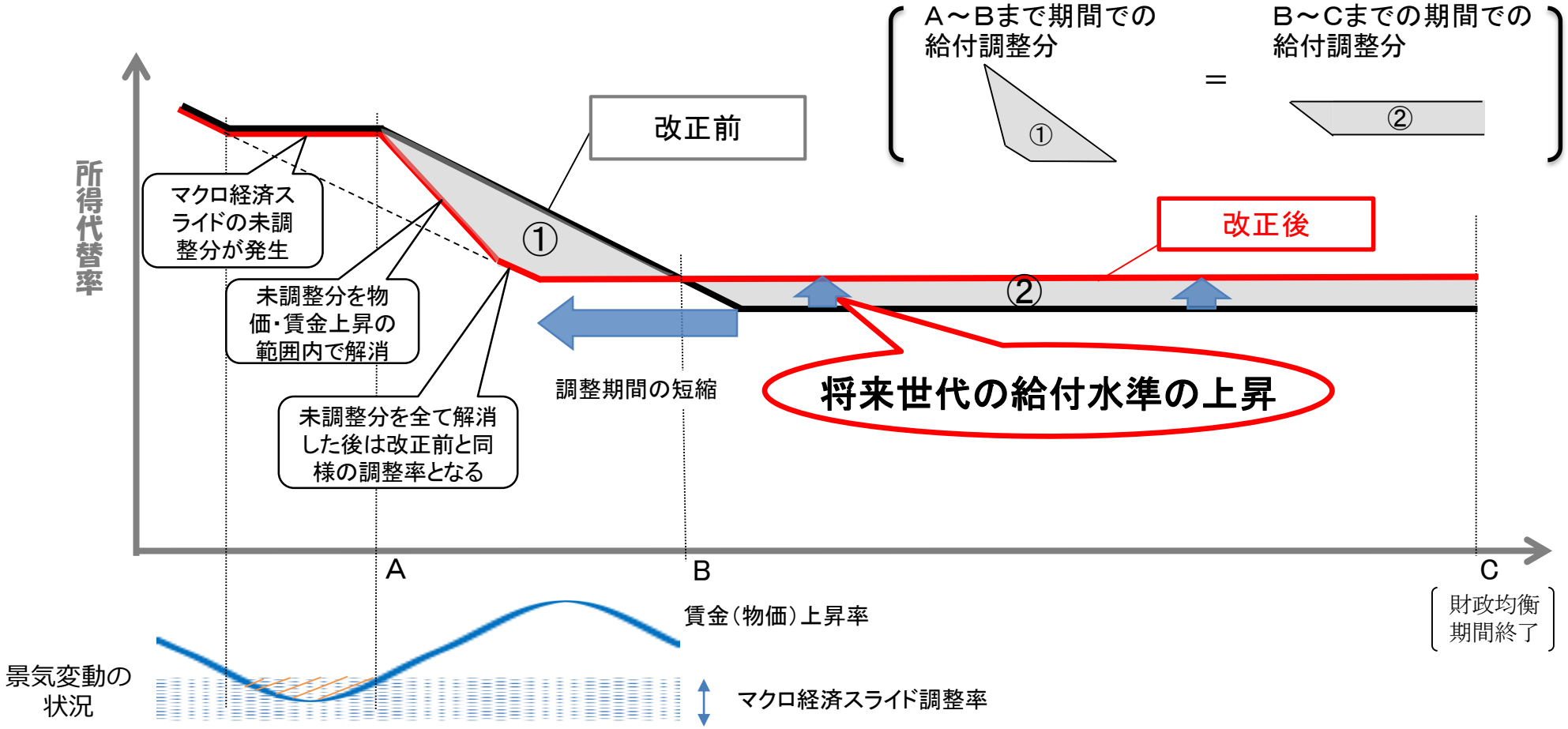

※斜線部がマクロ経済スライドが発動しない部分
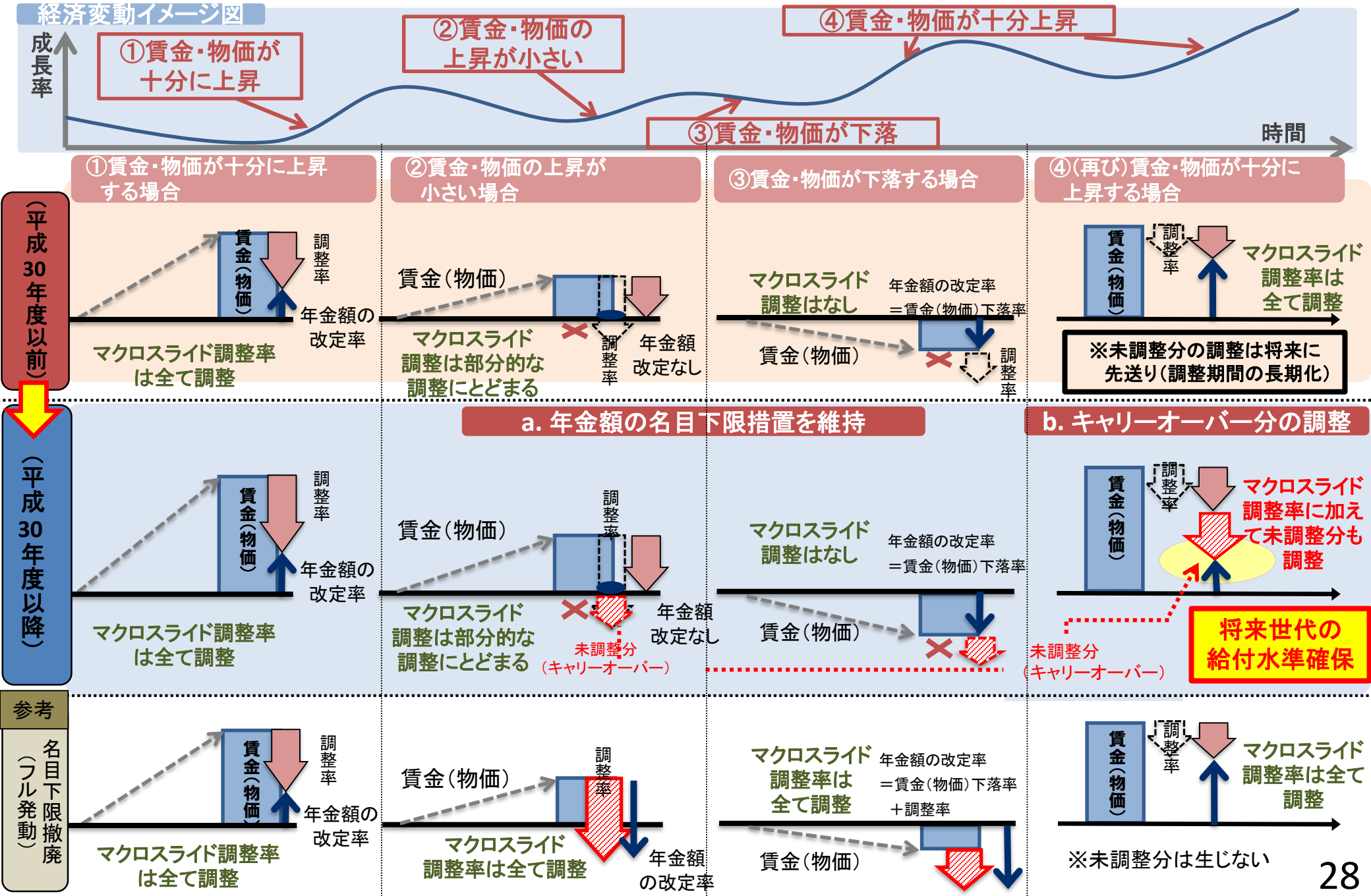
現在の受給世代と将来の受給世代のバランスも考慮したマクロ経済スライド調整の在り方